

社会福祉法人名取市社会福祉協議会
令和7年度 事業計画

I 基本方針

近年、少子高齢化が進み、家庭・地域・職場という人々の生活における支え合いの基盤や社会的なつながりが弱まっており、地域コミュニティの維持・継続が課題となっています。長期化したコロナ禍に伴う生活様式の変化や物価の高騰に加え、自然災害の激甚化・頻発化により、私たちの日々の生活も大きな影響を受けております。

こうした中で、地域住民が直面し抱える問題も複雑化・深刻化しており、様々なネットワークを強化しながら、より迅速により丁寧な支援に努めていくことが求められております。

名取市社会福祉協議会は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として策定した「名取市地域福祉活動計画」の計画期間の満了を迎え、名取市や関係機関、関係団体のそれぞれの機能を活かしつつ互いに連携・協働しながら地域福祉の更なる推進を図るものとし「第二次名取市地域福祉活動計画」を策定しました。第二次名取市地域福祉活動計画では、従来の福祉制度だけでは十分に対応できないケースへの関わりや地域・ボランティア活動の維持・向上が図られるような取り組みを新たに加え、住民と協働しながら、基本理念である「市民が主役となり活躍する地域共生社会の実現」を目指し、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に引き続き取り組んでいきます。

事業運営につきましては、「サービス事業所のあり方検討委員会」において、各サービス事業所の現状と課題を整理し、目指すべき今後の事業方針と効率的・安定的な運営を行うためのあり方について検討し、それぞれの事業所が改善策に基づき着実に事業を展開しております。介護保険制度や障害保健福祉施策の動向を注視し的確に対応しながら、介護・障がい・育児への在宅福祉サービスが提供できるよう、安定的な事業運営を行ってまいります。

地域における本協議会の役割を認識しながら、令和7年度も将来にわたり持続可能な財政運営となるよう組織一丸となって取り組んでいきます。

II 重点目標

1 地域福祉活動計画の推進

3つの基本目標を柱に推進します。

- (1) 市民が主体的に支え合うまちづくり
- (2) 地域の支え合いのしくみづくり
- (3) 多様な主体の力を結集した協働・連携によるまちづくり

これらの基本目標の推進にあたり、地域福祉がどのようなものかを「知り」、次に身近な地域がどのような福祉課題を抱えているかを「わかり」、そして福祉課題の解決に向け、あらゆる立場の人々が「つながる」をコンセプトとした地域福祉活動を推進します。

2 安定した法人運営に向けた取り組み

「市民が主役となり活躍する地域共生社会」を実現していくため、収入の確保と経費の節減に更に注力するとともに、より効率的な事業運営を行い、将来にわたり持続可能な財政運営に努めていきます。

Ⅲ 事業計画 (注) ㊦は新規事業

1 法人運営事業

(1) 理事会、評議員会等の開催

法人運営のために必要な役員会、委員会等の開催

- ① 理事会：年5回（5月定例、6月臨時、9月定例、12月定例、3月定例）
- ② 評議員会：年2回（6月定時、3月定例）
- ③ 広報委員会などの各種委員会等：随時

(2) 広報誌の発行（年2回発行）

広報誌「社協だより」を毎戸に配布し、社協活動の理解と協力を求めるとともに福祉関係の情報を提供します。

また、社協だよりに広告スペースを設け、市内の企業や施設、団体などにPRの場を提供し、地域福祉活動の理解を促し連携を図ります。

発行回数が増について検討を進めるとともに、掲載内容の充実を図ります。

* 年2回（10月1日号、3月1日号）発行

(3) ホームページの運用

市民が場所や時間にとらわれることなく、事業内容や最新情報が取得できるシステムとしてホームページの運用を図ります。

また、地域福祉資源や地域福祉団体の情報を積極的に発信するよう努めます。

(4) SNSを活用した情報発信の検討

幅広い年齢層へ情報が届くよう、SNSでの情報発信について検討します。

(5) 社会福祉協議会会員の拡充と地域福祉の推進

社会福祉協議会会費の活用内容を分かり易く伝え、社会福祉協議会会員の拡充に努めると共に、社会福祉協議会会費の募集を通し、福祉意識の醸成や福祉のまちづくりに関する意識の啓発を図ります。

(6) 役職員研修の実施及び参加

法人運営、事業内容の充実強化を図るとともに、役職員のスキルアップを図るため、内部研修の実施に加え、外部研修にも積極的に派遣してまいります。

- * 県南地域社協連絡会研修
- * 仙台都市圏域等災害時協定社協研修
- * 職員の内部研修
- * 職員向け外部研修

(7) 市民啓発事業

地域福祉に関する意識の啓発や当協議会の事業活動のPRを目的にイベント・大

会を実施し、法人運営に対する市民の理解を図ります。

＊ 第51回名取市社会福祉大会（11月20日・名取市文化会館中ホール）

(8) 寄付・寄贈の啓発活動の推進

市民や団体等から善意としての金品を預かり、市内の社会福祉活動に有効に活用（払出）します。

(9) 非常災害発生時における援護金品の受配業務

災害発生時に援護金品の受配業務を行うとともに、火災発生時には被災世帯に対して見舞金を支給します。

2 地域福祉事業

(1) 相談支援事業

イ 生活相談所運営事業

地域生活において生じる市民の悩みや困りごとについて相談に応じ、助言・援助を行います。（民生委員児童委員が対応）

＊ 毎週火曜日 午前10時～午後3時

＊ 年間49日実施予定

ロ 生活安定資金貸付事業

低所得世帯の緊急かつ一時的な資金需要に対し自立につながるための小口資金の貸付を行います。

ハ 生活福祉資金等貸付事業

① 総合支援資金	低所得世帯で、失業等により日常生活全般に困難を抱えた世帯へ相談支援と生活資金の貸付を行います。
② 福祉資金 (福祉費・緊急小口資金)	低所得者・障がい者または高齢者（日常生活上、療養または介護を要する65歳以上の方）のいる世帯で、他から資金の貸付を受けることが困難な世帯に対し、経済的自立と生活安定を図るため資金の貸付を行います。
③ 教育支援資金	低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校、大学、または高等専門学校に入学・就学するために必要な資金の貸付を行います。
④ 不動産担保型生活資金 (他に要保護世帯向け不動産担保型生活資金もあり)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する（要保護の）高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行います。
⑤ 災害緊急特例貸付 (緊急小口資金、生活復興資金)	東日本大震災に係る特例貸付の償還に関する相談対応を行います。
⑥ 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付 (緊急小口資金、総合支援資金)	新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還に関する相談対応を行います。

ニ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業 通称：まもり一ぶ）
判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者等に対して日常生活の金銭管理などの相談・支援を行います。

* 利用者数（令和7年2月1日現在）：14名

ホ 各専門相談機関等と連携した相談支援の展開 ㊦

各専門相談機関等と連携し、制度の狭間にある方やひきこもり等、複雑化・複合化した課題を抱える方に対する支援に努めます。

へ 福祉まるごと相談窓口（仮称）の設置 ㊦

分野や属性を問わない福祉まるごと相談窓口（仮称）を設置し、生活の多様な困りごとに対して必要な相談支援に努めます。

* 月2回程度 午前10時～午後2時

（2）地域福祉推進事業

イ コミュニティソーシャルワーカー（福祉コーディネーター）の配置

様々な機関や団体等とのネットワークを通して、個別支援や地域活動支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカー（福祉コーディネーター）を配置します。

ロ 地区福祉委員会活動支援・助成事業

地域の実情に即した地域福祉活動が行われるよう地区福祉委員会の活動を支援し、助成を行います。

* 助成件数：7件

ハ 福祉団体助成事業

市内の福祉関係団体等が実施する事業に対し助成を行います。

* 助成件数：5件

ニ 子ども食堂等活動助成の実施

地域で行われている住民主体の子ども食堂等活動団体に対し、活動資金の支援と活動の活性化を目的に活動費の助成を行います。

ホ 福祉給食サービス事業《配食サービス》

65歳以上のひとりぐらし高齢者等を対象に安否確認を目的に週1回お弁当を配達します。

* 毎週火曜日…東北本線を境に東側の地区

* 毎週木曜日…東北本線を境に西側の地区

① 利用者数（令和7年2月1日現在）：46名（火曜日19名、木曜日27名）

② 実施回数：年102日（火曜日51日、木曜日51日）

へ 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、住民相互の支え合い活動の推進を目的に地域資源の発掘及び取りまとめ、地域住民等を対象とした意見交換の場を開催します。

また、生活支援サービス等の必要性和普及啓発を目的とし、情報誌「なとたん」の発行や「地域支え合い報告会」を開催します。

ト 福祉団体事務局に関する業務

① 名取市民生委員児童委員協議会

② 名取市ボランティア連絡会

③ 名取市老人クラブ連合会

④ 名取市共同募金委員会

チ 名取市地域福祉活動計画の進行管理

名取市地域福祉計画と連動し、各種事業の進捗と評価を行い、必要に応じて見直

し・改善を図ります。

3 ボランティア活動推進事業・福祉教育事業

(1) ボランティアの育成とマッチングの推進

ボランティア活動に関する相談や情報提供を行う。また、ボランティア登録システム「おでって」を活用し、ボランティア活動への参加を希望する個人・グループ登録者に対し、活動情報を紹介し、活動に結びつくよう努めます。

(2) ボランティア活動保険の加入の支援と普及推進

ボランティア活動中の万一の事故に備えるため、保険の加入手続きの受付や普及に努めます。

(3) キャップハンディ体験事業

児童や地域住民を対象に、車いすや白杖などを使った擬似体験を行い、障がいのある方々の置かれている状況や、環境、障がいに対する理解を深めます。また、手話奉仕員と協働し、聴覚障害への理解も深めます。重り付き肘・膝サポーターや視力低下体験眼鏡等の高齢者疑似体験セットの貸出も行います。

(4) 各種実習生の受け入れ

各大学や専門学校等から看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などを目指す学生の実習受け入れを行います。

(5) 各種講座の開催

住民や企業等が福祉に興味・関心をもち、必要な知識や技術を身につけられるようボランティア講座、介護講座、認知症サポーター養成講座等を開催します。

4 災害ボランティアセンター事業

(1) 災害時に備えた各種協定に関する事業

災害ボランティアセンター相互支援の協定を締結した広域エリア内で開催される各種会議及び研修会等へ参加し、大規模災害に備え、平常時から連携協力体制の構築に努めます。

＊ 宮城県内市町村社協災害時相互支援協定に関する取組み
(県社協、県内13市22町村)

＊ 県南地域協定社協(4市9町)との連携

＊ 仙台都市圏域等協定社協(5市10町村)との連携

(2) 避難行動要支援者に対する取組み 新

避難行動要支援者として名取市へ名簿提供している方に関する災害時の支援状況確認について、名取市が行う同行訪問への協力等、有事に備えた体制づくりに努めます。

(3) 災害時を想定した福祉サービス事業所等との連携の推進

大規模災害を想定し、福祉サービス事業所間で相互に支援し合い、利用者が必要なサービスを受けることができるよう、平時からの顔の見える関係づくりに努めます。

5 在宅生活支援事業

(1) 在宅福祉サービス

イ 認知症家族等交流会事業「いっぷく堂」

認知症の方を介護する家族を支援する集いの場を開催します。

＊ 年間 7回開催

ロ 育児ヘルプサービス訪問事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業

育児支援を必要とする世帯やひとり親で支援を必要とする世帯等に対して、生活支援等のサービスを提供します。

＊ 年間 20人利用（令和6年4月1日～令和7年1月末日）

(2) 介護保険事業 《指定居宅介護支援事業所ほっとなとり 指定居宅サービス事業所ほっとなとり》

イ 居宅介護支援事業・介護予防支援事業

利用者に適切なサービスが提供されるよう一人ひとりの生活に合わせた最適なケアプランの作成と日常生活に必要な情報提供や連絡・調整を行います。

＊ 給付管理（ケアプラン作成）件数

令和7年2月1日現在：241件

ロ 訪問介護事業・第1号訪問介護事業

日常生活を営むことが困難な高齢者に対して訪問介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。

＊ 利用者数（令和7年2月1日現在）：33名

ハ 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業

介護用ベット、車いす、手すり、歩行器など、福祉用具の貸与サービスを提供します。

＊ 利用者数（令和7年2月1日現在）：133名

ニ 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業

利用者に適切な特定福祉用具の選定を行い、機能訓練等に使用する福祉用具を販売します。

ホ 地域密着型通所介護事業・第1号通所事業《ほっとなとり なちゆる》

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、通所介護事業所において、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練等を行います。

＊ 利用者数（令和7年2月1日現在）：12名

ヘ 地域包括支援センター事業《名取南地域包括支援センター》

地域住民の心身の健康保持や生活安定のため、総合相談支援業務、介護予防事業、権利擁護業務、ケアマネジメント業務など包括的な支援を行います。

〔担当地区：名取が丘、館腰〕

＊ 介護予防支援・ケアマネジメント（ケアプラン作成）件数

令和7年2月1日現在：230件

(3) 障がい福祉サービス事業

イ 「名取市友愛作業所」の運営

名取市の指定管理者制度による指定管理者（令和4年度～令和8年度）として、障害者総合支援法に基づく、就労継続支援B型事業の運営を行います。

就労継続支援B型事業	一般企業への就職が難しい精神障がい者を主な対象にし、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練を行うなど、福祉サービスの提供をあわせて行います。また、利用者向けの送迎を行い、継続した利用につながるよう支援していま
------------	---

	す。 * 一日あたりの平均利用者数：17.8名 (令和6年4月1日～令和7年1月末日)
--	---

ロ 障害福祉サービス《指定居宅サービス事業所ほっとなとり》

① 居宅介護	身体障がい者、知的障がい者、知的障がい児、精神障がい者に対して、居宅介護員を派遣し、身体介護・生活援助サービスを提供します。 * 利用者数（令和7年2月1日現在）：27名
② 重度訪問介護	
③ 移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障がい者に対し、日常生活上必要不可欠な買い物、官公庁等の用事や社会参加など、外出するための支援を行います。 * 利用者数（令和7年2月1日現在）：3名

ハ 相談支援事業《なとりソーシャルサポートセンターぽこあぽこ》

① 市町村障害者相談支援事業	生活上の困りごとや不安等について相談を受け付け、アセスメントを実施し、福祉サービスや社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援等、地域生活に必要な支援を行います。 * 令和6年4月1日～令和7年1月末現在 延べ相談件数：2584件（実利用者数175名）
② 指定特定相談支援事業	障害福祉サービス等を申請した障がい者等について、障害福祉サービス等の利用計画の作成及び定期的なモニタリング(計画相談支援)を行います。 * 令和6年4月1日～令和7年1月末現在 延べ計画相談利用件数：287件 (実利用者数：112名)
③ 指定障害児相談支援事業	
④ 指定一般相談支援事業	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障がい者等に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するため相談等の必要な支援を行います。

ニ 基幹相談支援センター《名取市基幹相談支援センター》

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	令和6年4月1日～令和7年1月末現在 377名（障がい者336名 障がい児41名）
---------------------	--

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組み	事業所の困りごとに対する相談、困難事例への後方支援等を実施 令和6年4月1日～令和7年1月末現在 新規 実件数 20件 延べ件数 42件 継続 実件数 31件 延べ件数 102件
(3) 地域移行・地域定着の促進の取組み	令和6年4月1日～令和7年1月末現在 新規 実件数 1件 延べ件数 2件 継続 実件数 23件 延べ件数 78件
(4) 権利擁護・虐待の防止	
(5) 名取市障がい者等地域づくり協議会の運営補助	